

智頭町地域情報通信基盤施設運営(サービス提供及び設備設計)
事業者選定プロポーザル実施要項 (通信事業者向け)

平成21年10月
智頭町企画課

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

平成21年度智頭町全域において実施する智頭町地域情報通信基盤整備事業はFTTH方式・公設民営方式で行うこととし、整備完了後の施設運営(サービス提供)については「超高速インターネット接続」「IP告知放送」「町内無料IP電話」を基本として、将来のICTにおける環境変化にも柔軟に対応できる民間事業者の創意工夫を生かしたサービスも選択可能としなければならないと考える。

したがって、民間事業者から創意工夫を生かした運営(サービス提供)に関する提案を受け、住民並びに町にとって最もメリットのある事業者を選定することとする。

なお、当該事業は、智頭町情報化計画に従い実施されるものであり、整備手法及び運営体制等についても、これに準じるものである。

2. 提案の審査及び契約の方法

公募により、一定の参加資格を有する者から智頭町地域情報通信基盤施設の運営(サービス提供)に関する提案を受け、智頭町地域情報通信基盤施設運営事業者選定会(以下「選定会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を智頭町地域情報通信基盤施設に関する賃貸借契約であるIRU契約締結及び施設の保守管理業務委託契約締結、サービス提供内容等に関する協定締結、施設整備の調査・設計・施工監理業務委託契約締結の優先交渉権者とする。

なお、提案書等の審査に関する必要な事項は、選定会においてこれを定める。

契約に際しては、提案内容と本町の意向について協議調整を行った上、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。また、基本協定書、各契約書に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

3. 提案参加資格

(1) 参加資格を有する者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 公告の日より現在において、本町での指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③ 公告の日より現在において、インターネット接続サービスを提供している者であること。

4. 提案への参加申込及び辞退

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

- ① 「提案参加申込書」(様式1)
- ② 「事業経歴書」(様式任意。ただし、インターネット接続サービスを提供していることがわかるようにすること。
- ③ 「誓約書」様式2

④ 「委任状」様式3(代理人を定める場合。)

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式4「辞退届」を提出すること。

(1) 提案参加申込書の提出期間

平成21年10月5日(月)から平成21年10月9日(金)までの午前9時から午後5時までの間。
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

智頭町役場 企画課

所在地 〒 689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

電話 0858-75-4112

担当 岡田、松村

(3) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合も、直接持参に準じ、平成21年10月9日(金)午後5時までとする。

(4) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、審査終了後に電子メールにより一斉通知する。

5. 提案に関する質問

様式5「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

平成21年10月2日(金)から平成21年10月7日(水)までの間。

(2) 提出先及び提出方法

電子メールでのみ受け付ける。

E-mail : okada@town.chizu.tottori.jp

なお、電子メールの件名は「智頭町地域情報通信基盤施設の運営に関する質問」とすること。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答をとりまとめ、随時提案参加申込者全員に対し、電子メールにて通知する。なお、提案参加前段階における質問については、個別に回答する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

6. 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～⑩とする。なお、作成にあたっては「8 運営事業者選定のポイント」を考慮すること。

① 智頭町地域情報通信基盤施設運営提案書

② 提案項目説明資料

③ 事業収支計画書

④ 町会計歳入歳出明細書

⑤ 参考図面

⑥ 施設整備事業費見積書

- ⑦ 調査・設計・監理業務内容説明書
- ⑧ 調査・設計・監理業務見積書
- ⑨ 会社概要
- ⑩ 決算書(直近3期分)

(提出書類の説明)

- ① 智頭町地域情報通信基盤施設運営提案書(A4サイズ)
 - ・提示した提案項目に従い、内容を具体的に記述すること。
 - ・項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。
提案項目を全て網羅したオリジナルの説明資料も可とする。
 - ・下記項目については提案書に確実に記載すること
 - ・インターネットサービスの内容
 - ・智頭町が提供を予定する行政サービスへの対応手法
 - ・ユーザーサポート
 - ・保守
 - ・提案者と智頭町の設備整備・保有区分
 - ・企業概要
- ② 提案項目説明資料(A4またはA3サイズ)
 - ・上記①で別紙として作成した説明資料のこと。
- ③ 事業収支計画書(A4またはA3サイズ)
 - ・10年間(平成22年度～平成31年度)の事業収支計画について、総額だけでなく、算出根拠がある程度わかる形で、年度別に作成すること。
 - ・経常的な支出(人件費等)だけでなく、臨時的な支出(機器更新等)も盛り込んでおくこと。
- ④ 町会計入出金額明細書(A4またはA3サイズ)
 - ・上記③に関連し、10年間(平成22年度～平成31年度)の町会計に入金されるもの(運営事業者が町に納めるもの:IRU使用料等)と町会計から出金するもの(ブロードバンド施設運営の中で、町が直接支払う以外方法がないもの:共架料、保守料、保険料、電柱移設対応工事費等)の全ての項目について、総額だけでなく、算出根拠がわかる形で、年度別に作成すること。
 - ・町において、臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。
- ⑤ 参考図面(A4またはA3サイズ)
 - a)全体システム構成図
 - b)引込工事・宅内工事の概要図
 - c)幹線ルート図(センター等位置が分かるもの)
 - d)その他事業内容を説明するために必要と思われる図面(任意)
 - ・なお、上記図面において、本事業で整備する施設・設備と、運営事業者が既に保有している施設・設備の区分が分かるように明示すること。
- ⑥ 施設整備事業費見積書
 - ・数量、単金、金額が把握できる見積書(消費税込)であること。
- ⑦ 調査・設計・監理業務内容説明書

・「調査」「設計」「監理」の各業務における作業項目ごとに、その作業内容やスケジュール等を具体的に記述した説明書であること。

⑧ 調査・設計・監理業務見積書(A4サイズ)

・上記⑦の「調査」「設計」「監理」の各業務における作業項目ごとに、数量、単価、金額が把握できる見積書(消費税込み)であること。

(2) 提出書類の受付期間

平成21年10月13日(火)から平成21年10月16日(金)までの午前9時から午後5時までの間。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

4の(2)に同じ。

(4) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合も、直接持参に準じ、平成21年10月16日(金)午後5時までとする。

(5) 提出部数

製本10部およびデジタルデータ

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

7. 設備計画概要

智頭町の全世帯及び公共施設・企業に対して、光ファイバを敷設し、IP告知端末を整備する。また、希望者に対してインターネットサービス及び電話サービス(域内無料電話)の提供を行う。

・対象世帯数	2,795世帯(平成21年9月1日現在)
・サービス開始予定	平成22年4月1日
・整備方式	FTTH(PON方式)1芯整備

(1) インターネット

- ① 最大100Mbpsのベストエフォート型サービス
- ② 複数プロバイダが選択できること

(2) IP告知端末

- ① インターネットを利用しない世帯にも提供できるネットワーク構成であること
- ② 音声放送、文字放送等が可能な画面付告知端末が利用できること
- ③ 双方向通信が可能なこと

(3) IP電話

- ① インターネットを利用しない世帯にも0A~J(既存電話番号)サービスが提供できること

(4) 町内無料電話

- ① インターネットを利用しない世帯にも提供できるネットワーク構成であること

(5) 携帯不感対策

- ① 光ファイバ敷設の際、携帯電話事業者への貸出し用芯線数を確保すること

8. 運営事業者選定のポイント

- ① ブロードバンドサービス等の提供を希望する人に、いかに良質かつ低価格で提供できるか
- ② 利用者に有益な付加サービス(オプション)があるか
- ③ 町が提供する行政サービスへの対応が可能か
- ④ IRU事業者として長期にわたりサービス提供が可能な体制及び設備構築の実績があるか
- ⑤ 加入率促進のための対策等が検討されているか
- ⑥ 安定した保守管理の体制・方法がとられているか
- ⑦ 大規模災害発生時にも迅速な対応が可能か
- ⑧ 年々財政運営が厳しくなる行政の総負担額(イニシャル+ランニング)を、いかに低く抑えられるか
- ⑨ 将来のICTにおける、環境変化にも柔軟に対応できる民間の創意工夫を生かした魅力的な情報通信サービスの独自展開案や、将来計画案がいかに盛り込まれているか

9. 提案書の審査

提案については、基本的には上記6による提出書類による審査、必要に応じて提出書類の内容に基づくプレゼンテーションや追加資料の要請、ヒアリングを行うものとする。なお、プレゼンテーションを実施の場合には、プレゼンテーションの実施日等を別途通知する。

10. 結果通知について

- (1) 選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。
- (2) 下記項目に該当する提案者は失格とする
 - ① 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合
 - ② 3の提案参加資格を満たしていないと判断される場合
 - ③ プレゼンテーションを実施した場合の欠席、又は指定した時間に遅刻した場合
- (3) 非特定通知を受けた者に対する理由説明
非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び休日を除く。)以内に、書面により説明を求めることができる。

11. その他

- (1) 経費の負担
提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。
- (2) 提出書類
提出された書類は、返却しないものとする。
提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 留意事項
本提案の審査は運営事業者内定(優先交渉権者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約、協定の際には協議を行い調整の後双方合意に至った場合に各契約、協定を締結するものとする。